

大津町通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～

平成27年8月31日

大津町通学路安全推進協議会

(目的)

1. 大津町通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が絶えません。本町の道路は、国道57号及び国道325号が幹線道路として東西南北方向に走り、これらをつなぐ県道や町道によって道路網が形成され、沿線には、7小学校、2中学校が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられました。そのため大津町では、平成24年8月、関係機関が連携し町内各小中学校の通学路における緊急合同点検の実施に併せて対応策を講じるなど活動して参りました。

この緊急合同点検を一過性とせず地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「大津町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

(組織)

2. 通学路安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、学校、各道路管理者、警察等関係者を構成員とする「大津町通学路安全推進協議会」を設置しました。

(1) 推進協議会組織

- ・ 大津町小中学校PTA会長（小学校7校、中学校2校）
- ・ 大津町学校管理職代表（小学校7校、中学校2校）
- ・ 国土交通省阿蘇国道維持出張所
- ・ 熊本県県北広域本部土木部維持管理課
- ・ 大津警察署
- ・ 大津町教育委員会
- ・ 大津町総務部総務課
- ・ 大津町土木部建設課

(2) 推進協議会の役割

「大津町通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。

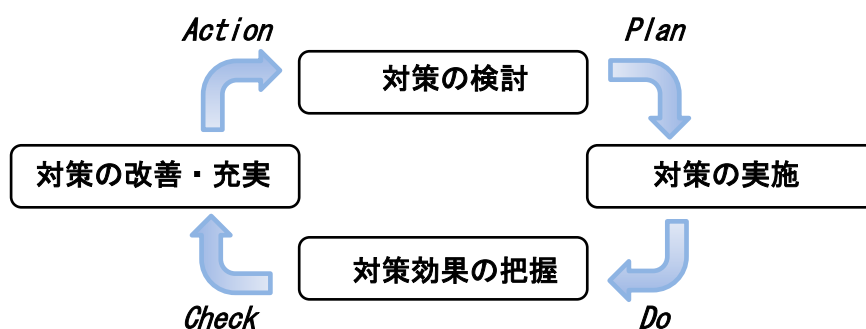
(方針)

3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本町通学路の安全性向上を図っていきます。

[大津町通学路安全確保のPDCAサイクル概要]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

①実施時期等

- ・ 中学校区別に分け、2年に1回合同点検を実施します。但し、緊急の場合はその都度実施します。
- ・ 新学期前の危険箇所や河川の増水による危険箇所などを把握します。
- ・ 通学路安全推進協議会において重要課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を実施します。

②点検体制

- ・ 学校、保護者、道路管理者、警察等の参加により実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

・ 合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策及び交通規制や見守り隊による交通安全教育などソフト対策を抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

・ 抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等は、実際に期待した効果を確認するためアンケート調査等により対策内容を検証します。

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔など安全性を測定
- ・事故件数の減少・増加などを把握

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(公表)

4. 箇所図、箇所一覧の公表

・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校下ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、大津町ホームページや広報等を通じ内外に公表します。

別添1：対策箇所一覧（大津中学校校区、大津北中学校校区）

別添2：対策箇所図（大津中学校校区、大津北中学校校区）